



メリット/3 入居者とのマッチングや斡旋、相談などのサポートを受けることができます。

居住支援法人や居住支援協議会等により、円滑な入居のサポートを受けることができます。
(赤枠内は登録住宅以外の一般的な住宅も受けることができます)

① 住宅相談など入居に係る情報提供・相談

住宅確保要配慮者の受け入れにあたり、不安なことや困ったことがあれば、地域の居住支援法人等に相談できます。

② 入居者への家賃債務保証

入居者は連帯保証人がいない場合、家賃滞納等の金銭的な保証については、国土交通省の登録制度に登録された保証会社や居住支援法人のサービスを利用できる場合があります。

③ 生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付

入居者が生活保護受給者で家賃の滞納のおそれがある場合等に、地方公共団体から生活保護受給者に支給される住宅扶助費等を、直接大家さん等に支払うことにする代理納付を申し出ることができます。

④ 居住支援協議会とは

居住支援協議会は全ての都道府県や一部の市区町村に設立されています。地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等で構成されており、住宅確保要配慮者が賃貸住宅に円滑に入居できるよう活動を行っています。

⑤ 居住支援法人とは

地域で居住支援の活動に取り組む法人として、住宅セーフティネット法に基づき都道府県知事が指定する法人です。

お問い合わせ一覧

◆ 制度や基準に関するお問い合わせ

- 地方公共団体
(都道府県、政令市)
各お問い合わせ先
http://www.safetynet-jutaku.jp/guest_desk_list.php



◆ 各種補助制度に関するお問い合わせ

- 改修費補助
(国による直接補助)
スマートウェルネス住宅等推進事業室
<http://www.snj-sw.jp/>
- 改修費補助
(地方公共団体を通じた補助)
家賃低廉化の補助、家賃債務保証料の補助
■ 地方公共団体



◆ 住宅確保要配慮者受け入れハンドブック

国土交通省では、住宅確保要配慮者を受け入れるにあたって、大家さんからよくいただくご質問とその答えをまとめたハンドブックを作成・公表しています。住宅セーフティネット制度の詳細についても解説版を掲載していますので、ご参考にしてください。



空き家・空き室の活用をお考えの大家さんへ

「民間住宅を活用した住宅セーフティネット」 をご活用ください

住宅の確保にお困りの低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等と、

賃貸住宅の空き家・空き室をお持ちの大家さんをつなぐ制度が、

平成29年10月からスタートしました。空き家の入居者募集にご活用ください。

メリット 1

登録した空き家・空き室は、
国土交通省が管理する
専用ホームページに掲載され、
広く周知することができます。

メリット 2

入居者受け入れにあたり
必要な改修を行う場合は、
補助を受けることができます。

メリット 3

居住支援法人等によって、
入居者の確保がしやすくなります。
入居前・入居後における不安や
問題も相談でき、
解決のサポートが受けられる
場合があります。



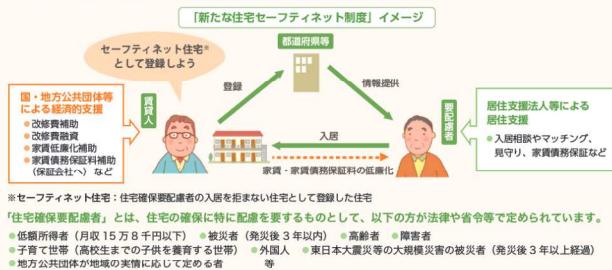
国土交通省



「新たな住宅セーフティネット制度」とは

高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増加する見込みですが、一方で、民間の空き家・空室は増加していることから、それらを活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的に設立された制度です。

この制度は、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援の3つの柱から成り立っています。



＼メリット／

2 登録住宅は経済的な支援を受けることができます

本制度では、登録住宅への支援として以下の制度を用意しています。

1 改修工事の費用補助

住宅確保要配慮者の専用の住宅については、改修費用に対して補助を受けることができます。

事業主体等	国による直接補助		地方公共団体を通じた補助	
	大企業等	等	大企業等	等
補助対象工事等	①共同住宅用住宅に用途変更するための改修 ②間取り変更 ③耐震改修 ④パリアフリーエレベーター化等 ⑤防火・消火対策工事	⑥子育て世帯に対する改修 ⑦居住支援協議会による改修工事 ⑧最低限必要と認められた工事	※上記工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む）も補助対象	国1/3 100万円/戸
補助率・補助限度額	補助限度額：50万円/戸	※①～⑥の工事を実施する場合は、各々2倍の限度額となる。	※例　子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯 (月収38.7万円(収入分位70%)以下) 低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) 被災者世帯	国1/3+地方1/3 100万円/戸
入居対象者	子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯 (月収15.8万円(収入分位25%)以下) 被災者世帯	※例　子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯 (月収38.7万円(収入分位70%)以下) 低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) 被災者世帯	等	※近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。
家賃	公営住宅に準じた家賃の額以下であること。 ※例　東京都文京区：6.77万円、大阪市：6.4万円 静岡市：5.42万円、青森市：4.4万円 ※75m ² 以上の一戸建で、共用部ではその1.5倍以内の額	※具体的な金利水準については、JHFホームページをご確認ください	※他主な要件 ●要配慮専用住宅としての管理期間が10年以上であること。	※平成31年度予算案の内容を含みます。

2 改修工事費の融資

登録住宅のリフォーム資金費として、(独)住宅金融支援機構（JHF）の融資を利用することができます。

融資額の上限	融資対象工事費用の8割	次のいずれかの工事
返済期間	20年以内（1年単位）	① ②の改修費補助の対象となり得るリフォーム工事
融資金利	全期間固定金利 ※具体的な金利水準については、JHFホームページをご確認ください	② JHFが定める技術基準に適合する工事 ※詳細はJHFのHPをご参照ください。

3 家賃低基準の補助

住宅確保要配慮者の専用の住宅については、家賃の低基準に係る費用に対して補助を受けることができます。

事業主体等	大企業等	低基準前の家賃
低基準対象世帯	月収15.8万円 (収入分位25%)以下の世帯 ※生活保護（住宅扶助）等を受給している世帯を除く。	近傍同種家賃と均衡を失しないこと
補助率・補助限度額	国1/2+地方1/2 ※融資限度額：2万円/戸・月	管理開始から原則10年以内等 ※ただし、同一入居者への補助の総額が国費で240万円を超える場合は、最長20年間
	※登録申請書に添付書類等を備えて、都道府県等の登録窓口に提出してください。※	※たとえば、同一登録申請書に複数の登録申請を行った場合、各登録窓口へお問合せください。

4 家賃債務保証料の補助

住宅確保要配慮者の専用の住宅について、初回の家賃債務保証料の低基準に係る費用に対して補助を受けることができます。

事業主体等	登録家賃債務保証会社及び居住支援法人	補助率・補助限度額
低基準対象世帯	月収15.8万円 (収入分位25%)以下の世帯 ※生活保護（住宅扶助）等を受給している世帯を除く。	国1/2+地方1/2 ※融資限度額：3万円/戸 ※同一登録申請に複数の登録申請は、国費を合算して24万円/戸・年を限度として併用可能。

※①のうち地方公共団体を通じた補助、③、④の補助については、地方公共団体により、実施の有無や補助の要件が異なりますので、各地方公共団体へお問い合わせください。

＼メリット／

1 専用WEBサイトを通して、広く周知できます

賃貸住宅の賃貸人の方は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（セーフティネット住宅）として、都道府県・政令市・中核市にその住宅を登録することができます。都道府県等では、その登録された住宅の情報を、専用ホームページなどを通じて住宅確保要配慮者の方へ広く提供します。

●専用ホームページ「セーフティネット住宅情報提供システム」
<http://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

1 登録の流れ

- ① 登録窓口への事前確認
- ② 賃貸人のアカウント登録（ログインパスワードの取得）
- ③ 登録申請書の作成
- ④ 登録申請書等の提出

※平成30年7月10日より、上記専用ホームページでの提出が可能になりました。

2 住宅の登録基準

賃貸住宅を登録する際には、その規模、構造等について一定の基準に適合する必要があります。

- 一般住宅
- 耐震性を有すること
 - 住戸の床面積が25m²以上*
 - （台所等が公用の場合は18m²以上）
- 共同居住型住宅（シェアハウス）
- 耐震性を有すること
 - 専用居室が9m²以上*
 - 住宅全体の面積が15m²×居住人数+10m²以上*
 - 台所、食事室、便所、浴室、洗面所等を適切に設けている

登録の際には、要配慮者の範囲を限定することが可能です

例えば、「障害者の入居は拒まない」として登録したり、「高齢者、低額所得者、被災者の入居は拒まない」として登録したりすることができます。なお、長屋や集合住宅については、住戸単位での登録が可能です。